平成２２年（フ）第１５７号
埼玉県鴻巣市宮前394番地５
債務者　川口　大樹
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８３号
埼玉県北本市二ツ家１丁目322番地　二ツ家団地５―304
債務者　原　　美穂（旧姓松久保）
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２３１号
埼玉県久喜市東３丁目33番25号　新藤コーポ104号
債務者　吉田ゆかり（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６８号
埼玉県春日部市豊町２丁目２番地10　センチュリー春日部豊町406
債務者　小野　保仁
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７０号
埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根1389番地23
債務者　滝瀬　智也
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７８号
埼玉県三郷市早稲田２丁目26番地17　グループホームみんなの家・三郷、住民票上の住所埼玉県三郷市三郷２丁目６番地１　ステージアヴァンセ805
債務者　津梅　勝保
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第９３号
埼玉県三郷市戸ケ崎２丁目124番地
債務者　佐川　栄一
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第９７号
埼玉県春日部市中央４丁目８番地24　フェザーハイツ103号
債務者　近藤　高博
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１０４号
埼玉県草加市中央１丁目５番12号　第３勝美荘２Ｆ203号
債務者　山崎　長慶
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１１２号
埼玉県春日部市上蛭田192番地５　エルディムロックスプリングＡ棟204号
債務者　深井　勝則
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１１４号
埼玉県三郷市新和３丁目90番地
債務者　**葦**　　信明
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１４２号
埼玉県川越市大字砂新田80番地27　コーポ藤102号室
債務者　小林　健二
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１４３号
埼玉県川越市大字砂新田80番地27　コーポ藤102号室
債務者　小林めぐみ
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１４９号
埼玉県所沢市狭山ケ丘１―10―２　メゾン田中103、住民票上の住所埼玉県所沢市御幸町13番９号　リディアメゾン所沢102
債務者　瀬戸口絵美
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１５０号
埼玉県坂戸市芦山町22番地14　ラフィーネ芦山302号室
債務者　長島　　弘
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６１号
静岡県伊豆市修善寺1159番地の７　西島アパート
債務者　長橋留理子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第８０号
静岡県沼津市獅子浜242番地の74
債務者　遠藤　　等
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係